

# 2021年度学習院大学史学会総会 第37回 学習院大学史学会大会

## プログラム 大会講演要旨 研究報告要旨

日時：2021年6月19日（土） 9：30～17：45

開催方式：オンライン開催

主催：学習院大学史学会

## 【目次】

プログラム	2 頁
講演者紹介	4 頁
大会講演要旨	6 頁
研究報告者紹介	8 頁
研究報告要旨	9 頁
学習院大学史学会概要	14 頁
『学習院史学』第 60 号原稿募集のお知らせ	15 頁

## 【プログラム】

### ◆2021 年度学習院大学史学会総会（9：30～10：50）

開会挨拶  
2020 年度事業報告  
2020 年度決算報告  
2020 年度会計監査報告  
2021 年度委員長選出  
2021 年度委員委嘱  
2021 年度事業方針案  
2021 年度予算案  
その他の議題  
閉会挨拶

### ◆研究報告（11：00～15：10）

#### ≪第1部≫ 11：00～12：00

9世紀の交替公文から見た国司交替制

佐々木 雄介 氏（国文学研究資料館）

#### ≪第2部≫ 13：00～14：00

近世中後期の御所取次と幕府一土山家の家格上昇運動を事例に一

細谷 篤志 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

秦末における里耶地域と「南楚江南」

杉浦 仁誼 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

#### ≪第3部≫ 14：10～15：10

史料『大眼目』と北一輝

菅原 薫仁 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

アングロ=サクソン期イングランドのチャーター

岡本 孝信 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

◆大会講演 (15:30～17:45)

開国前夜の天皇・朝廷と鷹司政通

15:30～16:30

佐藤 雄介 氏 (学習院大学文学部史学科准教授)

イスマイル・ユルバンと近代の地中海世界

16:45～17:45

工藤 晶人 氏 (学習院大学文学部史学科教授)

## 【講演者紹介】

さとう ゆうすけ  
佐藤 雄介 氏

### 【経歴】

1980年、東京都生まれ。2005年、東京大学文学部卒業。2011年、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学、日本学術振興会特別研究員PDを経て、同年7月より東京大学史料編纂所助教。2018年、学習院大学文学部史学科准教授に着任。現在に至る。

### 【著書】

『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会、2016年

### 【主要論文】

- 「十八世紀の京都所司代と朝廷」（『論集きんせい』29、2007年）
- 「近世後期の朝廷財政と江戸幕府」、『近世の天皇・朝廷研究』1（第1回大会報告集）、2008年）
- 「勅使馳走と幕府・朝廷・藩」（『東北亜文化研究』15、2008年）
- 「京都町奉行・京都代官と朝廷財政」（『史学雑誌』118-3、2009年）
- 「十八世紀の朝廷財政と朝幕関係」（藤田覚編『十八世紀日本の政治と外交』、山川出版社、2010年）
- 「近世の朝廷財政と実務役人」（『東京大学日本史学研究室紀要』別冊藤田先生退職記念『近世政治史論叢』、東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室、別冊、2010年）
- 「近世後期の朝廷財政と京都代官」（『歴史学研究』875、2011年）
- 「口向役人不正事件と勘定所」（『東京大学日本史学研究室紀要』別冊吉田伸之先生退職記念『近世社会史論叢』、2013年）
- 「近世女院御所の財政運営」（『日本歴史』791、2014年）
- 「江戸幕府と朝廷財政」（『歴史評論』771、2014年）
- 「嘉永期の朝幕関係」（藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、2016年）
- 「上方大名松平忠房と寛文期御所造営」（牧原成征・木村直樹編『17世紀日本の秩序形成』吉川弘文館、2018年）
- 「近世後期の公家社会と金融」（『日本史研究』679、2019年）
- 「近世後期・幕末の鷹司家貸付所名目金と心観院」（朝幕研究会編『論集 近世の天皇と朝廷』岩田書院、2019年）

くどう あきひと  
工藤 晶人 氏

### 【経歴】

1974年、東京都生まれ。1996年、東京大学文学部西洋史学専修課程卒業。1998年、東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了。2000年、プロヴァンス大学アフリカ・アラブ・トルコ世界研究科 DEA 課程修了。2004年、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学。日本学術振興会特別研究員、大阪大学大学院特任研究員、学習院女子大学専任講師、同准教授を経て、2020年、学習院大学文学部史学科教授に着任。現在に至る。

### 【著書】

『地中海帝国の片影—植民地期アルジェリアの19世紀』東京大学出版会、2013年

### 【主要論文】

「十九世紀末アルジェリアにおけるヨーロッパ人社会の変容：オラン地方選挙人名簿・土地委譲申請者史料の分析」(『史学雑誌』110(10)、2001年)

「1830年代フランスの植民地論争と「アラブのナショナリテ」」(『西洋史学』210、2003年)

「19世紀アルジェリアにおける植民都市の形態と分節化」(『地中海学研究』31、2008年)

「フランス植民地をめぐる記憶・法・歴史研究」(『歴史と地理(世界史の研究)』218、2009年)

「フランス東洋学の伏流—19世紀アルジェリアにおける植民地法と土地権」(『コンフリクトの人文学』3、2011年)

「地中海史の近代—アルジェリアとフランスの重なりあう歴史」(『UP』496、2014年)

「大陸の果ての葡萄酒—アルジェリアと南アフリカ」(石川博樹・小松かおり・藤本武編『食と農のアフリカ史—現代の基層に迫る』昭和堂、2016年)

「地中海史の見取り図」(羽田正編『グローバル・ヒストリーの可能性』山川出版社、2017年)

"Privateers in the Early-Modern Mediterranean: Violence, Diplomacy and Commerce in the Maghrib, c. 1600-1830," in: Atsushi OTA ed., *In the Name of the Battle Against Piracy: Ideas and Practices in State Monopoly of Maritime Violence in Europe and Asia in the Period of Transition*, Leiden: Brill, 2018.

## 【大会講演要旨】

### 「開国前夜の天皇・朝廷と鷹司政通」

佐藤 雄介 （学習院大学文学部史学科准教授）

いわゆる条約勅許問題を契機に、天皇・朝廷が政治的に浮上してくるという議論は著名であろう。近年、その前提として、光格天皇（安永 8（1779）年践祚）の諸活動に注目が集まっている。光格天皇は、後桃園天皇急死後、閑院宮家から養子として皇室に入り、天皇になった。この光格天皇（上皇）を中心として、種々の神事や儀礼の復古・再興などが行われ、天皇・朝廷の権威が高まり、幕末期の政治的浮上の前提になったことなどが明らかにされている。

しかし、この光格天皇（上皇）期（以下「光格期」）と幕末期が単線的に結びつくか否かに関しては、種々の議論があり、検討の余地が残されている。そこで、本講演では、この光格期と幕末期に挟まれた時期の天皇・朝廷のあり様、および天皇・朝廷と幕府との関係（＝朝幕関係）について論じる。さらに、幕末期のそれらとの関連性も考えていきたい。具体的には、①大御所時代の朝幕関係、②大御所時代後の朝幕関係、③鷹司政通の権勢と経済力、という 3 章構成を予定している。

大御所時代とは、1810 年代後半から大御所徳川家斉（11 代将軍）が死去した天保 12（1841）年頃までの時期をさす。家斉は子どもの多さや縁戚大名の厚遇などで著名で、江戸時代の将軍の中でも、特徴的な人物である。光格天皇の病没も天保 11 年とほぼ同じ時期であり、大御所時代には、家斉と光格天皇、特徴的な将軍（大御所）と天皇（上皇）が幕府と朝廷に存在し、かれらのもとで、興味深い朝幕関係が形成されていた。

つづく第 2 章では、この二人が病没した後の朝幕関係が、それ以前のものとは比べて、どのように変化したのかを究明する。幕府財政の問題などから、大御所時代のそれとは異なった朝幕関係が形成されていたこと、それに対して、公家がいかなる認識を示していたのかを、武家伝奏三条実万の日記などを素材に明らかにしていく。

第 3 章は、関白（太閤）鷹司政通についてである。政通は時に孝明天皇が「恐れ」を抱くほどの公家であり、近世後期から幕末の朝廷で、ながく権勢を振るった。政通がそのような権勢を築きあげていく過程と要因を、とくに経済的な側面（鷹司家の名目金・貸付金）から論じる。

以上、3 章を通じて、開国前夜の天皇・朝廷のあり様や朝幕関係の実態を考究する。そのうえで、それらと幕末史との関連性（朝幕関係の変化が幕末史に与えた影響など）を考えていきたい。

## 「イスマイル・ユルバンと近代の地中海世界」

工藤 晶人（学習院大学文学部史学科教授）

イスマイル・ユルバン（1812-1884）は、大西洋の西岸に生まれ、地中海の南岸で没した。生地は南米の仏領植民地ギアナ、出生届に記された名はトマ＝ユルバン・アポリヌといっただ。アフリカ系奴隷の血を引く母と、フランスから来た商人の父のあいだに生まれたとされる。8歳のときフランスにわたって教育を受け、サン＝シモン主義という思想運動に傾倒し、22歳のときエジプトでイスラームに入信した。その後は終生イスマイル・ユルバンと名乗り、仏領アルジェリアで植民地行政の吏員となって、地中海の両岸を往復しながら生涯の大半をすごした。一時は高級官吏として皇帝ナポレオン三世に進言するまでになったが失脚し、没後はアルジェのキリスト教徒墓地に葬られた。

人の移動が活発になった19世紀においても、これほど複雑な横顔をもつ人は珍しい。白人と黒人奴隷を先祖にもち、フランス語で多くの言葉を書き残し、イスラームに改宗したと自称し、ムスリムとしての通名を名乗って植民地官僚となり、キリスト教徒墓地に葬られたユルバンを、ひとつのカテゴリーにあてはめて説明することは難しい。

思想史上の19世紀は、「オリエンタリズム」の最盛期であったといわれる。オリエンタリズムの言説は「東洋」の異質さと退廃とを強調して、「西洋」による植民地支配を正当化する。そこには文化と政治の一種の共犯関係があった。イスマイル・ユルバンは、そうした時代の思潮に条件づけられながら、時代の外へとふみだしていた。

植民地主義と人種主義、オリエンタリズムは一枚岩のイデオロギーであったかのように論じられることが少なくない。だがじっさいには、それらのあいだには裂け目があり、相互に矛盾する思想が共存していた。ユルバンは、そうした思想の境界域をたどった。

彼は一面で、時代の思潮に浸っていた。生まれによる差別に苦しめられながら、人種にもとづいて人を分類する思考を受け入れていた。彼はアルジェリアの統治を批判しつつも、植民地支配そのものを否定することはなかった。それでもなお、植民地の住民たちが宗教の違いをたがいに認めあい、対等な存在として暮らすことができるはずだと論じた。ユルバンは独特の鋭敏さで未来を構想したが、その目標に達することはなかった。

近代という時代をつうじて、社会を構成する原則と複雑な現実とのへだたりは大きい。その最たるものが、個人のなかにある多様性にもかかわらず帰属すべき集団をひとつしか選べないという矛盾である。ユルバンは、その矛盾を生きた最初の世代に属していた。人種、民族、国家といった枠組みがそれぞれに磁力を強め、人がそれらの範疇のどれか一つだけに属することが約束事ようになっていく時代に、ユルバンはそうした時流に抗い、集団の運命を変えようとした。異端の信条をもって体制のなかに生きた。その思想と行動は、ある面では古今に独歩し、別の面では現代と共振する。



## 【研究報告者紹介】（報告順に掲載）

佐々木 雄介（ささき・ゆうすけ）

国文学研究資料館

国司交替制とは、中央が如何にして国司を統制下に置くかという制度とも考えられる。その変遷は、中央から見た地方への視点と密接に関わるものといえる。また、国司交替制の転換とほぼ時を同じくして、国司制度も令制国司から受領制という大きな変化が生じた。現在残る法令や交替公文からその変遷を辿り、中央・地方の関係を追っていく。

細谷 篤志（ほそや・あつし）

学習院大学大学院博士後期課程

日本近世史専攻。近世朝廷史、朝幕関係史を研究分野とする。なかでも朝廷下級役人でありながら江戸幕府の支配下にあった口向役人を主な分析対象として、①朝廷の運営構造、②幕府による朝廷統制の実態、③朝廷と地域社会との関係などについて新知見を加えることを研究課題としている。こうした作業を通じて、天皇・公家衆に収斂されない近世朝廷像を模索している。

杉浦 仁誼（すぎうら・まさよし）

学習院大学大学院博士後期課程

出土史料と典籍史料を組み合わせ、先行研究も踏襲したうえで、中国古代の地域性について研究していきたいと考えている。また近年、中国の南方地域では出土史料が数多く見つかっている。こういった出土史料を体系的にまとめ、従来とは異なる視点から中国古代史を研究することも目的とする。

菅原 薫仁（すがはら・ゆきひと）

学習院大学大学院博士後期課程

「北一輝思想の歴史的 position づけ」と「戦後史学の中の北一輝」を明らかにすることを目的としている。「北一輝思想の歴史的 position づけ」を実証的に明らかにした上で、戦後まもなくから現在までの研究史上で示されてきた「北一輝像」と、「北一輝思想の歴史的 position づけ」の研究で明らかにした北の思想自体との乖離を比較検討することで、戦後の歴史学イデオロギーが北研究に与えた影響を示すと共に「戦後史学の中の北一輝」を描く。

岡本 孝信（おかもと・たかのぶ）

学習院大学大学院博士後期課程

イングランド初期中世のアングロ＝サクソン期、特に 10 世紀から 11 世紀初頭を対象に、王や世俗有力者、ヴァイキングたちに注目し、イングランドの王権や統治・軍事、イングランドとヴァイキングたちとの関係について研究を行っている。

## 【研究報告要旨】（報告順に掲載）

### 「9世紀の交替公文から見た国司交替制」

佐々木 雄介

律令制下において、国司とは中央における地方支配の要であったといえるだろう。そして、その動向を監察し統制を加えることにより、地方支配を進めていった。当初国司を監察するためには、巡察使をはじめとした遣使によるものであったが、八世紀末ごろから解由状・不与解由状をはじめとした交替公文の勘会を中心としたものに転換していった。その過程は、まず勘解由使の設置と延暦・貞観・延喜の三代『交替式』の成立を中心に制度化し、あわせて国司だけでなく中央官司や僧綱にも適用される交替制度が確立した。

従来は、三代の交替式と現存する交替公文、特に「不与解由状」を中心とした研究が多いが、本報告では交替公文のうち、「交替実録帳」を中心に取り上げる。これは通説では「検交替使実録帳」の別称とされ、前司卒去の際に検交替使が作成するものであったとされているが、「交替実録帳」自体の残存例がなくその実態の解明は困難であった。しかしながら、同時代の文書には「交替実録帳」の存在を示すものや、その内容を引用したものが残っており、その実態を解明するうえでの手がかりとなる。

まずそれらの文書のうち、九世紀における越中国の官倉に関わる記録をまとめた「越中国官倉納穀交替記」に見える国司の交替が行われた年のうち、「使」の記載がある大同二年（八〇七）及び大同三年（八〇八）の記録を取り上げ、この「使」が通説に言われる検交替使かどうかを検討し、あわせて交替記録における国司の署名の在り方を検討する。

続いて寺院に残る文書のうち、広隆寺・観世音寺・高雄山寺が作成した文書を取り上げ、その断片的記録から国司だけでなく、僧綱の交替にも視野を広げることで、交替制度の実態を再検討する。これは、国司が交替公文を作成する際、もしくは中央が交替公文の勘会を行う際に寺院が保有する資財をまとめた資財帳を引用していたことや、交替制度の根幹をなす解由制が、僧綱にも適用されるようになったことによるものである。本報告で取り上げる文書類には「交替実録帳」を引用もしくはその存在を示す記載があり、現存しない「交替実録帳」の実態をしるうえでの大きな手掛かりとなりうる。本報告ではこれらを積極的に使用し、寺院での交替としてだけでなく交替制度全体に敷衍させるべく、その実態を再検討する。

その結果、前司が存命でありながら「交替実録帳」を作成したみられる記録が見られたことから、従来の史料解釈を見直し九世紀における交替制度の展開を再検討する。

近年、近世の朝廷に関する研究が著しく進展し、その運営機構や職制について詳細に検討が重ねられている。とりわけ武家伝奏に関しては比較的早く研究が開始され、現在に至るまで分厚い蓄積がある。一方、武家伝奏と同じく「公と武の接点」と評価しうる京都所司代ら在京幕臣については、いまだ事例蓄積の途上にあろう。とくに在京幕臣のうち禁裏付武家は、日々朝廷へ出仕し、御所の警備と諸経費の監査にあたったが、朝廷・公家社会には不案内であるにもかかわらず、いかにその職務を遂行しえたか、十分には検討されていない。この点、地役人である与力・同心の下支えのほか、朝廷内部においては「取次」による補佐が不可欠であったと思われる。

取次は、禁裏付武家の支配下にあった、御所の日常業務を管掌した実務組織「口向」の筆頭職で、史料上「執次」・「御所取次」などとも表記される。すでに報告者は、取次の執務空間（2ヶ所）が、御所を構成する「表」・「奥」それぞれと口向との結節点、さらには朝廷と外部社会（武家・町方・在方など）との結節点として機能し、朝廷内外の諸主体を取り次ぐ場であったことを明らかにした。これは取次の役割についても同様であると思われる、口向の筆頭職としての職務にとどまらず多方面において種々の役目を果たしたことが窺える。したがって、取次の諸機能を深く検討すれば、幕府による朝廷統制の実態や、実務レベルでの朝廷運営をより明らかにすることが望めよう。

しかし取次についての専論はいまだ存在せず、基礎的事実も不明点が多いのが現状である。これまで取次の研究が行われてこなかった要因としては、そもそも口向に関する研究が少ないことに加え、厩大に取次の関連史料が残存するにもかかわらず、その研究意義を十分に見出されてこなかったことが大きいと思われる。

そこで本報告では、取次の手によって残された史料をもとに、①取次の職務や存在形態などの基礎的事実を確定し、②とくに幕府との関係から取次の特質・性格を明らかにする。②については、近世初期以来、世襲で取次を務めた土山家が、近世中後期（18～19世紀前半）において幕府に対して行った家格上昇運動を事例に検討する。土山家は、近世初期に京都所司代との交渉や連絡にあたるなど朝幕間を取り次ぐ特権的な役割を果たしたが、この功績と、それ以降も取次を代々務めてきたことにより、125石の知行を朱印状でもって宛行われてきた。それを根拠に同家は自らを将軍の「御直参」と捉え、御目見以上の待遇への格上げをたびたび願ったが、幕府はおそらくは身分秩序の観点からけって許容しなかった。こうした訴願運動は、土山家に特殊な事例であることは否めないが、家格上昇のためのロジックとして取次の役を前面に押し出し、幕府との関係性を強調している行動からは、幕府に寄与する役職としての取次の特質（幕臣的性格）を見出せよう。

以上の検討により、現場・実務レベルでの近世の朝廷・朝幕関係の一端を明示し、これまで天皇・公家衆を軸に描かれてきた近世朝廷像の再構築の一助としたい。

## 「秦末における里耶地域と「南楚江南」

杉浦 仁誼

本報告にて用いる里耶秦簡とは、2002年に湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県の里耶鎮にある古城（里耶古城）の一号井から発見された秦代の出土史料のうち、特に木簡群である。その内容は秦代の洞庭郡遷陵県の公文書・行政文書であり、人口・土地・税・官吏・刑徒・道路・兵站管理などに関することが書かれた一次史料でもある。

近年では、里耶秦簡に基づいた中国古代の地域社会や地方行政制度に関する研究が進んでいる。しかし、そういった研究に重点が置かれるあまり、その地域の性格であったり、国家の中での位置づけというものを考察しようとする、広い視野の研究が少ない。

そのため、本報告では「南楚江南」という地域区分を提示し、里耶秦簡から読み取れることを典籍史料と組み合わせながら、広い視野から中国古代帝国における「南楚江南」という地域の性格を考察していく。

この「南楚江南」とは、『史記』にみられる「南楚」地域のうち長江よりも南側、羅霄山脈より西側の位置を指す。「南楚江南」について、里耶秦簡にみられる船に関する記述を踏まえると、河川と水運を通じた都市間のつながりがあり、またこのつながりは当時の人々にとって一般的なものであったといえる。その場合、里耶秦簡の出土した遷陵県は、辺境の一都市というだけではなく、「南楚江南」という広い地域のなかの一都市であったと考えられる。つまり「南楚江南」について、ここは河川を通じた物資の運送や人の移動によって密接に結びついた、一つの地域であったのである。

また、漢初に出土した「地形図」をもとに、中国古代においては、河川沿いに集落が形成され、山中と河川から大きく離れた地点には集落が存在していなかったとした。これは、「江南南楚」が山がちな場所にあつて、陸路での移動や物資の運搬が難しく、都市間における物資の運送には水運が多く用いられたことと関係していると考えられる。その場合、この集落形成の特徴は、周囲を険しい山々に囲まれ、河川と水運を通じた都市間のつながりに頼らざるを得なかった「南楚江南」の地域性と密接に関わっていたのである。

遷陵県について、軍事的性格の強い都市であったことは、先行研究でもすでに指摘されており、これは里耶秦簡からも読み取れる。遷陵県が軍事的性格をもった背景について、遷陵県を辺境の一都市として見るのではなく、「南楚江南」という地域のなかの一つであったと考えるのであれば、二つの背景が推測できる。一つ目は、里耶秦簡などからうかがえる「南楚江南」全体の秦による支配の不安定さであり、もう一つは「南楚江南」が秦の対南越戦争における前線拠点であったことである。いわば、遷陵県のみならず軍事拠点化が求められたのではなく、「南楚江南」全体に外的要因による軍事拠点化が求められたのである。

これらの特徴は秦末の一時代の話ではなく、漢初の長沙王国に始まり、桃源郷の説話などにも関連する。今後は、「南楚江南」という地域概念を、長い時代で見ていく必要があるだろう。

小冊子『大眼目』の作者推定における先行研究には、作者を角田清彦とするものと、北一輝と考えるものが存在し、現在主流なのは前者の立場である。両者の研究に共通する課題として、①来歴の整理、②『大眼目』と2つの『大綱』（＝『国家改造案原理大綱』・『日本改造法案大綱』）の比較、③『大眼目』の特徴と北の語りの癖についての検討がある。

1.では『大眼目』の来歴に注目し、『大眼目』再出版の経過を明らかにしながら、作者推定に関する先行研究を検討することで、作者を北のものと推定する立場の研究が現状で誤っている点を指摘した。鈴木の研究が用いている『大眼目』は『純正国家主義』（1933年）として3度目に再発行されたものであり、松田が扱っている『大眼目』は、北吟吉による雑誌『猶興』（1953年7月）で1920年のものとして紹介されているものであるが、第2版の『大眼目』（1932年）と推定される。これらの史料の推定は今後、当該分野の研究を進める上で基礎となるものである。

2.と3.では『労働運動』（1921年3月20日）の「北君が書いたもので、署名は何故か角田清彦君としてある」とする記述を軸に、『大眼目』は「北が書いたか、それに準ずるものか」について検討を行ってきた。1.で見た通り、老壮会の署名に北と角田の両者の名前が存在することから北と角田に交流があったことは確実である。加えて、『大眼目』と北の著作である「2つの『大綱』」の論理には強い相関があり、また、『大眼目』には「純正社会主義」という北の思想の固有名詞が出ていることに鑑みれば、北思想と『大眼目』の関係性の強さを指摘することができる。

そして、(1)『大眼目』の後年に出版された『日本改造法案大綱』と一致する記述が2点見られたこと、(2)「私」→「俺等」・「俺達」への主語の変化と江戸弁風な文体への変化から、最終的に『大眼目』の「一、社会主義と国家主義」以降は北の語りを口述筆記した可能性が高いと推定し、「北が書いたもの」と断定するまでには至らないが、少なくとも「北が書いたものに準ずる」とは確実に言えると結論した。

4.の「おわりに」では、『大眼目』の射程を示した。現在、北一輝研究史上には「思想の一貫性」の問題が屹立しているが、思想の「一貫」を検討するにしろ「断絶」を検討するにしろ、北一輝の体系的な思想について検討する時、厳密には1920年代前半までしか史料的には検討出来ない問題が研究の前提に存在している。史料批判を行うことで『大眼目』を北研究の俎上に載せ、史料的制約の突破を試みる本報告は、研究史上の「思想の一貫性」問題の解決に大きな意義を持つだけでなく、北の国体論がどのように右翼陣営に流入し、展開されたかの具体的な検討（≒昭和期の天皇機関説排撃や国体明徴運動との関係の検討）に貢献すると共に、2・26事件研究の進展にも寄与し得るものである。本報告によって、北研究に新たな地平が開かれたと言えよう。

アングロ＝サクソン期のイングランドにおけるチャーター（Charters）とは、もともとは王から教会や修道院などの宗教共同体に対しての土地や特権の譲渡を記録する目的で 1 葉の獣皮紙にラテン語で書かれた文書であり、結果としてその文書の受領者の土地の権利証とみなされるようになったものである。その後、上記のような王から発行された文書である王文書（Royal Diplomas）以外に、より短い形式で、かつ古英語で作成されたリット（Writs）や遺言書などの土地を中心とした権利に関わる様々な文書も含めて一般的にはチャーターとされている。チャーターはペーター・ソーヤーによって包括的にカタログ化され、約 1900 の文書の情報が掲載されている。

チャーターの現存の状態には主に 2 種類あり、一つが 1 葉の獣皮紙の状態に残っているもの、もう一つがカチュラリーに転写されたものである。また、1 葉の獣皮紙の状態に残っているものでも、王からの授与に際して作成されたものと、その後コピーされたものの 2 種類が存在している。チャーターにはその現存形態からその文書の真偽という問題が付きまとう。チャーターの真偽は文書の物質的な形態や書体、文章の中の定式句や特定の文言の有無、証人のリストの人名などの文書形式学的な手法を用いて判定がなされてきた。また、文書形式的に真正のものとしてされたものでも、コピーとして作成されたものには、その転写に際して、文言の省略や補足の挿入といった改変が行われている事例が指摘されている。そのため、文書には真偽の観点から「オリジナルの文書」、「真正の文書のコピー」、「偽文書・真偽不明の文書」の 3 つの線引きができる。

このような真偽の問題が付きまとうなかで、チャーターを用いた研究について、重要な提言を行っているのがドロシー・ホワイトロックである。ホワイトロックは文書形式学的に偽文書とされたものであっても、オリジナルの文書があった可能性や、人々の伝承に基づいている可能性があり、そこからさまざまな情報が得られるため、分析から除外すべきではないとしている。この提言は広く受け入れられ、偽文書と判定された文書の情報も内包した研究が行われてきた。

報告者は 10～11 世紀を中心に、チャーターを含めた史料の中で使用されている語句に注目し、行政や軍事・王権について研究を行っており、その中で現在、王の称号に注目し、特にイングランドにおける一般的に「皇帝」と訳される語句に注目し、その称号の出現や消滅、その語句の使用時の状況を分析している。王の称号についての先行研究において、ドイツ史からの指摘であるが、山田欣吾が文書の真偽の重要性を指摘している。

本報告ではチャーターの性質やチャーターを取り巻く状況を整理し、先行研究で「偽文書」とされる文書を用いた研究を取り上げ、偽文書も内包した研究の検討を行い、その後、自身の研究においてどこまでを史料として利用できるのかを検討したい。

## 【学習院大学史学会概要】

名 称 学習院大学史学会 (Historical Society of Gakushuin University)  
所在地 (事務局) 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1  
学習院大学文学部史学科研究室内  
E-mail : hist-soc@gakushuin.ac.jp  
代表者 (2021 年度) 千葉 功 (学習院大学文学部史学科教授)  
設 立 昭和 38 年 (1963) 11 月

### 創設経緯・沿革

学習院大学史学会は、学習院大学文学部史学科創設の3年目を機に、史学科と表裏一体の関係を保ちつつも、独自の研究、その他の活動を行う組織として設立された。この学会は、1963年初めから準備され、同年11月16日の創立総会に発足した。1965年1月には、学会誌『学習院史学』を創刊し、「掲載されたものが、それぞれに意義を持ち、将来の研究に資するものであること」(創刊の辞)を目指した。

### 目的

日本の歴史学の発展に寄与すること(『学習院史学』創刊の辞)  
歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかること(会則)

### 会員数

全国 計 1,058 名  
教員・事務室 12 名 学内会員 415 名 学外会員 631 名 (2021 年 6 月現在)

### 集会

大会・総会(1回/年)、例会

### 刊行物

学習院史学 GAKUSHUIN HISTORICAL REVIEW (1回/年)  
史学会会報 GAKUSHUIN HISTORICAL REPORT (2回/年)

## 『学習院史学』第60号原稿募集のお知らせ

2022年3月刊行の『学習院史学』第60号へのご投稿をお待ちしております。

2021年度の投稿要旨の提出期限は2021年7月20日(火)、投稿原稿の提出期限は9月下旬(具体的な期日は要旨審査後に通知)とさせていただきます。

※メールにて提出していただく場合は、会誌担当 [gakushuinshigaku@yahoo.co.jp](mailto:gakushuinshigaku@yahoo.co.jp) まで添付でお送り下さい。

### 《『学習院史学』投稿規定》

1. 投稿者は学習院大学史学会会員とします。ただし、学習院大学史学会会員を中心とする研究会の投稿については、この限りではありません。
2. 投稿希望者は投稿要旨を編集委員宛に提出してください(400字詰め原稿用紙換算で5枚程度とします。  
なお要旨は審査の都合上、研究史的意義についても簡明に言及してください。掲載の可否については、編集委員会が投稿原稿を厳正に審査した上で投稿者に連絡します。
3. 投稿原稿は、書き下ろし、完全原稿とします(鉛筆不可)。  
印刷の際に組み替え等が生じた場合は、投稿者にその経費の3分の2を負担して頂きます。
4. 注は通し番号とし、本文のあとに付記してください。
5. 投稿原稿は、400字換算で、論説60枚以内(注・図表を含む)、研究ノート40枚以内(同)、書評・史料紹介・研究動向20枚以内(同)とします。なお投稿原稿は縦書き・漢数字使用とし、ワープロ原稿の場合は、A4判に40字×30行で作成したテキストデータにプリントアウト原稿を添えて提出してください。
6. 図・表などは印刷ページの4分の1以内とします。所定量を超過した場合は、超過分を投稿者の負担とします。なお、図・表などは、大まかな掲載場所をあらかじめ指定してください。
7. 投稿要旨の提出期限を7月中旬、投稿原稿の提出期限を9月下旬とします。なお、投稿要旨は400字×5枚程度とし、英文タイトルをつけてください。締め切りは厳に守ってください。
8. 掲載原稿の著作権の扱いは以下の通りとします。
  - (1) 著作権は、著者に帰属するものとします。
  - (2) 著作権者は、複製権・公衆送信権等、出版やオンラインでの公開・配信について、学習院大学史学会に著作権上の許諾を与えるものとします。
  - (3) 著作権者は、論文等の電子化、学習院学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する学習院大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとします。なお、公開は刊行から1年後とします。
  - (4) 著作権者は、電子化・オンライン上の公開に当たり、以下に関する著作権上の許諾を予め得ておくものとします。
    - (a) 共著者がいる場合は、そのすべての共著者
    - (b) 引用図版・写真等がある場合は、その図版・写真著作権者
  - (5) 電子化およびオンラインでの公開を希望しない場合は、電子化及びオンラインでの公開を拒否することができるものとします。